

# 業務指示書

## モーリシャス国斜面災害対策支援

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月2日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月7日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

( )、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：土砂災害対策

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／斜面災害対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：土砂災害対策
- 2) 対象国又は同類似地域：モーリシャス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 設計施工維持管理】

- 1) 類似業務の経験：土砂災害対策
- 2) 対象国又は同類似地域：モーリシャス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(MUR1 = 3.49円, US\$1 = 120.93円, EUR1 = 132.36円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただし、JICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／斜面災害対策  
設計施工維持管理

## (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.38 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月12日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上



プロポーザル評価表

モーリシャス国斜面災害対策支援

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／斜面災害対策	(34.00)	( )
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 設計施工維持管理	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

モーリシャス国は火山起源とする小島嶼国であり、300m-800mの標高に位置する急峻な斜面も多く存在する。近年、崩積層からなる脆弱な地盤である急斜面において観光施設や宅地開発が増加したことを受け、各種斜面災害の中でもとりわけ地すべりが深刻化している。そこでモーリシャス政府は、国家防災計画の中でも重要な計画である「自然災害スキーム」中で37か所の斜面災害危険箇所を特定した。わが国が2012年4月から2015年3月に実施した「地すべり対策」プロジェクト（以下、「既往プロジェクト」）は、この中の6か所の地すべり危険地に関する調査、一部対策工を実施しているが、近年、地すべり以外の斜面崩壊や落石による災害が頻繁に発生しており、公共インフラ・国家開発・陸上交通・海運省（MPI）は、それらへの対応を迫られている。特に2014年4月、南部の国道沿道で大規模な落石事故が発生し、数か月に及び事故現場国道が通行止となり、政府の復旧作業の遅れが強い批判にさらされた。モーリシャス政府には大きな落石事故に対する復旧工事の知見が不足しており、MPIの求めに応じ既往プロジェクト専門家は落石応急対策工に関する技術的アドバイスを行った。既往プロジェクトの実施により、MPIの地すべりに関する知見や技術は蓄積されつつあるものの、それ以外の斜面災害（斜面崩壊、落石、土石流）に対する調査・解析・設計・対策工に係る技術や知見が不足しており、恒久対策が実施できないため、斜面災害対策アドバイザーの派遣がわが国に要請された。本件業務コンサルタントは併せて、既往プロジェクトにて施工したパイロット対策工に係る維持管理の技術移転を継続して行う。

### 2. 案件の概要

#### (1) 対象国

モーリシャス

#### (2) 案件名

斜面災害対策支援

#### (3) 派遣の目的

斜面災害（地すべり、斜面崩壊、落石、土石流等）への対応能力が強化されることにより、モーリシャスにおける災害対策能力が向上する。

#### (4) 期待される成果

- ① 既往プロジェクトで技術移転した地すべり対策工や同対策工維持管理が引き続き実施され、技術の定着がはかれる。

- ② 斜面崩壊、落石、土石流等の斜面災害対策の「調査・解析・設計・施工・維持管理」に係る技術が移転される。

(5) 活動

- ① 地すべり対策の「維持管理」及び「事業評価」に係る技術支援
- ② 斜面崩壊対策の「調査・解析・設計・施工監理・維持管理・事業評価」に係る技術支援
- ③ 落石対策の「調査・解析・設計・施工監理・維持管理・事業評価」に係る技術支援
- ④ 土石流対策の「調査・解析・設計・施工監理・維持管理・事業評価」に係る技術支援
- ⑤ 斜面災害に係る遠隔モニタリング体制構築に係る技術支援
- ⑥ 斜面崩壊、落石、土石流対策を踏まえた早期警報システム・避難手順の更新
- ⑦ 斜面崩壊、落石、土石流対策を踏まえた斜面災害防止区域（開発計画政策指針（PPG）の土地利用規制）の更新
- ⑧ 実施機関の組織強化の継続支援（既往プロジェクト提案内容の実施・定着状況の確認及び実施に係る追加技術支援）

(6) カウンターパート（以下「C/P」とする）機関

（実施機関）

公共インフラ・国家開発・陸上交通・海運省 修繕修復ユニット/地すべり対策ユニット (RRU: Repair and Rehabilitation Unit/ Land Management Unit: LMU, Ministry of Public Infrastructure, National Development Unit, Land Transport and Shipping: MPI)

3. 業務の目的

LMU-MPIの技術者を対象に斜面災害（地すべり、斜面崩壊、落石、土石流等）の調査・解析・対策工の設計施工・維持管理に係る技術移転を行い、また予警報避難体制の構築を支援することにより、モーリシャスの災害対策能力が向上し、斜面災害の被害低減に寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) モーリシャスの自主的な取り組みの促進と文書作成支援

既往案件での技術移転成果を踏まえ、本業務ではモーリシャスが今後自立的・持続的に斜面災害対策を実施していけるよう、理解浸透とオーナーシップ醸成に努めること。ガイドラインやマニュアル等は手続き上、自国政府として作成し改訂していくべきものである。このため業務成果品としてはガイドライン（案）、マニュアル（案）としているが、技術移転にあたっては技術資料等を準備してモーリシャスに提示することとし、現地踏査や質疑応答を通じて加筆修正を行って最終化すること。

### (2) 既往プロジェクトの成果の最大限の活用

既往プロジェクトで地すべりに係る初期調査の技術ガイドライン及び実務手順書（地すべり対策マニュアル）等を作成している。本技術ガイドラインは、地すべり災害が発生した場合にどのような対応をするべきかを取りまとめたガイドラインであり、MPI 職員が地すべり災害直後から実施すべき、文献資料調査、緊急現地調査、緊急対応、詳細調査計画の立案の方法論について記載している。<sup>1</sup>また実務手順書（地すべり対策マニュアル）は、地すべり災害のリスクを軽減するために、どのような対策を実施するべきかを取りまとめたマニュアルであり、MPI 職員が地すべりの調査・解析を実施し、対策工の計画・設計・施工までを自ら実施できるように支援するものである。<sup>2</sup>本案件では上記既往案件成果品を元に、斜面崩壊、落石、土石流について同様のガイドライン・マニュアルの作成に係る支援を意図しており、また地すべりについても必要に応じて改訂を提言することとする。MPI 側の活用しやすさを優先し、適宜災害種ごとに別冊を作成、あるいは統合して改訂版を作成すること。

### (3) MPI と関連セクター他機関との連携

モーリシャスの防災においては、都市開発、観光開発、水産業、排水、教育等のセクターにおいて防災の視点を取り込み、これらのセクターにおける取組と連携を強化していくことが重要である。

地すべり対策に係る組織・制度として、「災害スキーム 2014」には、災害発生時の対策の流れに沿って、7 省庁・11 組織の役割分担と責任が記載されており、特に国家防災センター（NDRRMC: National Disaster Risk Reduction and Management Centre）が首相府内に設置され、中央・地方すべてのレベルにおける防災計画やとりまとめを中心に行うほか、防災戦略を立案することとなっている。RRU/LMU は、恒常的地すべり防災の要であるモニタリングの強化、地すべり調査の実施、地すべり災害対応を実施する。MPI は平時には対象住民に対して地すべりに係る啓蒙活動を行うほか、警

<sup>1</sup> 「モーリシャス国 地すべり対策プロジェクト ファイナル・レポート」和文要約 9-3 頁

<sup>2</sup> 「モーリシャス国 地すべり対策プロジェクト ファイナル・レポート」和文要約 9-4 頁

戒時には現地を確認し、自然災害の避難を管轄する NDRRMC に対して技術的助言を行っていく。本案件は MPI を C/P として、斜面災害のリスク削減に注力するが、実際に住民の安全を守るためには地方政府や警察を含む、モニタリング・対策・予警報・避難の一貫したシステムが十分に機能する必要がある。関連各機関が連携するためには、技術官庁である MPI が適切に必要な情報を提供する必要がある、これに係る MPI の能力強化も念頭に置いて技術移転を行うこと。

斜面災害を「止める」ハード対策だけではなく、モニタリング・予警報・避難を前提としたソフト対策も含めて検討する必要がある。よって MPI 独自の活動に限らず、行政とコミュニティの間のコミュニケーションも重要であるとともに、物理的な対策の限界を認識した上で、移転や避難も含めた対策について、住民のリスク認識（地すべり被害が現実には生じているにも拘らず住み続けている理由や、降雨が激しくなっても避難していない場合には避難を阻害している要因など）に留意した検討を行う必要がある。

#### (4) JICA 他事業及び他援助機関との連携及び情報発信

モーリシャスの防災分野においては、JICA 他事業及び他援助機関等の事業が行われている。

モーリシャスの気候変動対策には、UNDP やインド洋委員会（IOC）が主要アクターとして協力を行っており、相乗効果を目指しつつ重複を避ける必要がある。MPI の調整能力を強化しつつ、実質的には各種会議には両機関を中心とする開発パートナーを招待するとともに、報告書や成果物についても広く共有していくこと。

各機関の活動内容は以下の通り<sup>3</sup>。

ドナー	ファンド	プログラム名	主要コンポーネント
UNDP 日本政府資金		アフリカ気候変動適応策支援プログラム (AAP) (終了)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水、浸水、地すべり地の災害危機管理の戦略形成</li> <li>・海岸保全対策・工事に関する能力開発、海岸浸食の対策の立案</li> </ul>
インド洋委員会 (IOC)	フランス開発庁、EU 他	自然災害リスク・災害防止管理プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IOC5 カ国自然リスク・災害防止及び管理プロジェクト</li> <li>・ インフラ整備、海洋保全、海洋資源保護、知識普及活動</li> </ul>
UNDP	UNDP Adaptation Fund	海岸地域における気候変動適応プログラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 つのコンポーネントからなり、海岸分野との関連が高いが、早期警戒システム、トレーニング、キャパビル、ポリシーの主流化、知識普及などソフト</li> </ul>

<sup>3</sup> 「モーリシャス国 地すべり対策プロジェクト ファイナル・レポート」和文 8-5 頁

	UNFCCC	ム	分野で関連
--	--------	---	-------

(5) ハザードマップの活用と現地踏査の重要性

UNDP がアフリカ気候変動適応支援プログラム Africa Adaptation Programme (AAP) においてハザードマップを作成したが実際には概要図が作成されたにとどまり、実際に斜面崩壊地の検出目的の使用に耐えうるマップにはなっていないと言われる。

斜面災害による被害を軽減するためには、MPI が毎年、住宅地近傍等で急斜面の危険地域を抽出して個別の対策を行い、必要に応じ住民移転を行っていく必要がある。このためにはハザードマップも常に更新が必要である。ハザードマップの目的や作成方法等を正しく理解した上で、現地踏査を重ね危険地域を特定し、対策を数例実施していくことで知見及び能力を強化し、モーリシャス自身で活動を継続していけるよう技術移転を行うこと。

モーリシャスの面積と人口分布を鑑みると、航空写真及び数値図化作業を経たマップ作成に予算と労力・時間をかけずとも、実際に対策を要する地域を特定するには現地踏査を行うのでも十分と考えられる。一般的なハザードマップ手順にこだわるのではなく、現地事情に即した、危険地の特定や避難経路のマッピング手法を確立する必要がある。

(6) 先方負担事項の着実な履行に向けた事前の情報収集

モーリシャスは一人あたり GDP が US\$9,714<sup>4</sup>と中高所得国であり、独自予算により事業が多く実施されている。開発パートナーの役割としては、技術的なノウハウを提供することが主に期待されている。要請にあたっては、機材や対策工に必要な予算は自国で確保するとしており、日本には技術的な支援を求めている。このことからモーリシャス側のオーナーシップを尊重し、先方の自主性、自立性を最大限活かす業務計画を立てることとする。MPI が適切に予算要求等を行うためには、年度内の予算要求時期など、モーリシャス内の制度にかかる情報収集等を綿密に行うこと。

(7) 年間の事業サイクルを念頭に置いた技術移転計画の策定

モーリシャスは毎年1月から3月頃が雨期であり斜面災害が多く発生する。このことから MPI の年間事業サイクルとしては雨期に重点的に緊急対応を行い、そのほかの時期に前雨期に破損した対策工の修復や維持管理、次雨期に備えた危険地域の抽出及び対策工事の計画・実施を行うこととなる。マニュアル等については2016年内に全て完成させ、2017年始めの雨期後にはモーリシャスが独自に改訂できるよう、引き渡し

<sup>4</sup><http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/02/weodata/weorept.aspx?sy=2012&ey=2014&scsm=1&ssd=1&sort=country&ds=.&br=1&c=684&s=NGDP%2CNGDPD%2CNGDPDPC%2CPPPGDP%2CPPPPC&grp=0&a=&pr.x=95&pr.y=3>

を行うこと。2017年度はモーリシャスが主体的に行う活動の側面支援にとどめ現地業務を最小限にすること。モーリシャスが計画的に斜面災害対策を続けていけるよう、年間事業サイクルを念頭に置いて技術移転、マニュアル整備・改訂、関係機関との連携体制の強化支援を計画し、プロポーザルにて提案すること。

(8) 広報効果

防災分野の協力において住民の生命を守るという成果を達成するためには、モニタリングやハザードの分析のみならず、警報発令や避難、開発規制の遵守等、住民に対する啓発や、住民への警報伝達を担う諸機関を含めた活動が重要である。よって、プロジェクトのあらゆる機会を捉えて、広報を行っていくことが重要であると考えられ、ひいては我が国の支援をモーリシャス国民に周知することにもつながる。セミナーやワークショップのほかに、例えば対策工竣工や避難訓練を実施するなどの機会を捉えて広報・啓発活動を行うなど工夫すること。現時点で考えられる広報・啓発活動についてプロポーザルにて提案すること。

(9) ジェンダーへの配慮

過去の災害事例より導き出された教訓として、災害リスク、被災パターン、被害内容、被災後の影響等は、男女間（及びコミュニティ内の構成員間）で異なることが多く、また救援サービスも男女で異なることから、防災におけるジェンダー視点の重要性が認識されている。モーリシャスが事業を実施する際には、全ての段階で男女の参加を確保し、双方の意見が計画・実施・モニタリング・評価の各段階に十分に反映されるよう、現状を確認した上で必要に応じ実務手順書に盛り込んで改訂すること。

(10) 環境への配慮

本件は、危険地を特定するための調査、組織体制整備及び人材育成、コミュニティも含めたモニタリング体制構築等の技術移転が主であることから、採択時に「JICA 環境社会配慮ガイドライン」によるカテゴリ分類を行っていない。ただしモーリシャスが実際に事業を実施する際には生態系等への影響及び住民移転を回避・最小化する計画を選択する必要がある。現地踏査・測量作業等を行う際にも、その地域の植生や生物等への影響を勘案し、生態系を乱すことのないよう留意する必要がある。これらを実務手順書にも盛り込んで改訂すること。

(11) 柔軟性の確保及び進捗・懸案事項の定期報告

技術移転を目的とする技術協力では、C/P のパフォーマンスや案件を取り巻く環境の変化によって、活動及び投入を柔軟に変更していくことが必要となる。この主旨を踏まえ、コンサルタントは、案件全体の進捗、成果の発現状況を把握し、モーリシャ



ス住民の安全確保に向けて、必要に応じ適宜発注者に提言を行うことが求められる。

JICAはこれらの提言について遅滞なく検討し、必要な処置（C/Pとの調整や契約の変更等）を取ることをとする。

モーリシャスには JICA 事務所も日本大使館もないことから、安全管理や問題点に関する早期の報告に留意すること。このため、現地活動期間中は、週に一度を目安に、JICA 本部及び JICA マダガスカル事務所に対して電子メールによりプロジェクトの進捗状況・問題点・懸案事項等を簡潔に英語で報告することとする。

#### (12) 国内会議及び現地会議

コンサルタントは、本案件に関連し開催される以下の国内会議及び現地会議の開催、会議資料及び議事録の作成、提出を JICA による確認の上、行うものとする。

- ① 本邦及び現地におけるワークプランの説明・協議
- ② 中間時点の進捗報告書に基づく進捗報告ならびに今後の実施方針・計画の検討
- ③ 業務完了報告書に基づく JICA 地球環境部への報告

### 6. 業務の内容

#### (1) 既存資料・情報の収集・整理及び検討

既往案件報告書を含む関連資料等の内容を分析すると共に、現地活動での作業内容、重点項目を把握する。また、必要となるデータ類等を整理し、現地で追加収集する必要があるものを抽出する。

#### (2) 業務計画書及びワークプラン（Work Plan、以下「W/P」とする）の作成

「7. 成果品等」に従い、案件の基本方針、活動内容、実施体制、工程、および現地活動における活動計画、手法を明示した業務計画書及び W/P を取りまとめる。W/P の作成にあたっては、可能な限り具体的かつ詳細な記述を行い、案件の実施を通じてモーリシャス側に技術移転を行う分野、項目、内容、方法、期間について取りまとめた技術移転計画を作成する。

#### (3) W/P の提出・説明・協議

W/P を LMU-MPI に提示し、説明および協議を行い、現地にて確認し必要事項につき合意を得る。また、協議結果は議事録として取りまとめること（以降の説明、協議においても同様）。

#### (4) 地すべり対策の「維持管理」及び「事業評価」に係る技術支援

##### (2. 案件の概要、(5) 活動①に関する業務)

既往案件で Chitrakoot において地すべり対策工（洪水用大断面水路工、水平ボーリ

ング工、明暗渠工、表面排水路工、暗渠工、既存河川改修（拡幅及び護岸）等のパイロット工事を実施した。これら対策工について、基本設計、詳細設計、積算、施工計画立案、入札・契約、施工、施工監理をOJTで行ったが、維持管理及び事業効果の評価に係るOJTまでは実施できなかった。このことから当該パイロット対策工の現状を確認するとともに、維持管理及び事業評価に係る技術移転を行う。

過去の事業評価として、実施済対策工の効果を確認し、当初計画の妥当性を検証した上で今後の対策工計画への教訓とする。対策工の現状を確認し、リハビリ及び維持管理計画等に反映させる。

また、Chtrakoot以外の地域についてはMPI自身が実施していくものとして実施計画が既往案件にて策定されている。これらの実施状況及び現状の確認を行い、MPIが独自に実施していくにあたり新たに判明した課題等を抽出する。必要に応じ、既往案件で作成した実務手順書（地すべり対策マニュアル）のMPIによる改訂作業を支援する。

(5) 斜面崩壊対策の「調査・解析・設計・施工・維持管理・事業評価」に係る技術支援  
(2. 案件の概要、(5)活動②に関する業務)

斜面崩壊の発生メカニズムに係る講義を行いMPIの知識を深める。また、調査・解析による危険地特定及び優先・緊急度の決定、対策の検討・決定、基本設計、詳細設計、積算、施工計画立案、入札・契約、施工、施工監理、対策工の維持管理に係る一連の作業をMPIと共同で行い技術移転を図る。実施済対策工の効果を確認し、当初計画の妥当性を検証した上で今後の対策工計画への教訓とする。対策工の現状を確認し、リハビリ及び維持管理計画等に反映させる。他の危険サイトにおいてMPIが今後独自に危険地を特定し対策工やモニタリング施設の設置等を自国予算で実施できるよう、MPIによる初期調査の技術ガイドライン及び実務手順書（斜面崩壊対策マニュアル）（案）の策定作業を支援する。MPIが関係各機関や住民に対する情報提供を行うための資料作成を支援する。

(6) 落石対策の「調査・解析・設計・施工・維持管理事業評価」に係る技術支援  
(2. 案件の概要、(5)活動③に関する業務)

落石の発生メカニズムに係る講義を行いMPIの知識を深める。また、調査・解析による危険地特定及び優先・緊急度の決定、対策の検討・決定、基本設計、詳細設計、積算、施工計画立案、入札・契約、施工、施工監理、対策工の維持管理に係る一連の作業をMPIと共同で行い技術移転を図る。実施済対策工の効果を確認し、当初計画の妥当性を検証した上で今後の対策工計画への教訓とする。対策工の現状を確認し、リハビリ及び維持管理計画等に反映させる。他の危険サイトにおいてMPIが今後独自に危険地を特定し対策工やモニタリング施設の設置等を自国予算で実施できるよう、

MPI による初期調査の技術ガイドライン及び実務手順書（落石対策マニュアル）の策定作業を支援する。MPI が関係各機関や住民に対する情報提供を行うための資料作成を支援する。

- (7) 土石流対策の「調査・解析・設計・施工・維持管理事業評価」に係る技術支援  
(2. 案件の概要、(5)活動④に関する業務)

土石流の発生メカニズムに係る講義を行い MPI の知識を深める。また、調査・解析による危険地特定及び優先・緊急度の決定、対策の検討・決定、基本設計、詳細設計、積算、施工計画立案、入札・契約、施工、施工監理、対策工の維持管理に係る一連の作業を MPI と共同で行い技術移転を図る。実施済対策工の効果を確認し、当初計画の妥当性を検証した上で今後の対策工計画への教訓とする。対策工の現状を確認し、リハビリ及び維持管理計画等に反映させる。他の危険サイトにおいて MPI が今後独自に危険地を特定し対策工やモニタリング施設の設置等を自国予算で実施できるよう、MPI による初期調査の技術ガイドライン及び実務手順書（土石流対策マニュアル）の策定作業を支援する。MPI が関係各機関や住民に対する情報提供を行うための資料作成を支援する。

- (8) 斜面災害に係る遠隔モニタリング体制構築に係る技術支援  
(2. 案件の概要、(5)活動⑤に関する業務)

既往案件において地すべりに係るモニタリング体制を構築している。現状のモニタリング体制（モニタリング機材の維持管理状況及び通報・情報伝達体制）を確認し、課題を把握した上で、適宜モニタリング体制改善に向けた提言を行う。モーリシャス側に、遠隔モニタリングによる管理を行う意図があることから、現実的なシステムを検討し提案する。遠隔化に係る機材調達に対する JICA 支援は想定していない。

- (9) 斜面崩壊、落石、土石流対策を踏まえた早期警報システム・避難手順の更新（2. 案件の概要、(4)活動⑥に関する業務）

既往案件において地すべりに係る早期警戒システムを Chitrakoot 及び Vallee Pitot に設置している。これらシステム設置後の初めての雨期での活用状況、実際の避難状況等を確認し、課題を把握した上で、適宜早期警報体制改善に向けた提言を行う。合わせて IEC (Information, Education and Communication) 活動で既往プロジェクトにて作成した教材等を、本案件で対応する 3 斜面災害を加えて改訂する。

- (10) 斜面崩壊、落石、土石流対策を踏まえた斜面災害防止区域（開発計画政策指針（PPG: Planning Policy Guidance）の土地利用規制）の更新

(2. 案件の概要、(4)活動⑦に関する業務)

PPG はモーリシャスにおける地すべり災害防災に寄与可能な土地利用政策・計画に関する法的拘束力を持った枠組みであり、開発審査の際にあらゆる開発形態・規模に適用可能な設計・性能基準を設定することを目的としている。既往プロジェクトにおいて、災害リスクの高い斜面での開発を規制するために PPG の条文への加筆修正の提言を行った。PPG の改定状況及び実際の危険地での開発規制の抑制状況、及びリスク削減効果について評価・分析を行うとともに、本案件で対応する斜面 3 災害も網羅した形での改定案を提示する。

(11) MPI/LMU (地すべり対策ユニット) の組織強化の継続支援 (既往プロジェクト提案内容の実施・定着状況の確認及び実施に係る追加技術支援)

(2. 案件の概要、(4)活動⑧に関する業務)

既往プロジェクトにおいて、組織能力強化に向けた課題、目標及び目標達成に向けた活動が設定され、OJT、セミナー、研修等を通じて、地すべり調査・解析・設計・施工監理にかかる技術移転が行われた。これら技術移転の定着度、組織能力強化の継続状況の評価・分析し、本案件で対応する 3 災害も網羅した形での組織能力強化計画の改定案を提示する。

セミナーについては、MPI 内部の関係者を対象にした技術的な知見を広めることを目的としたもの (1 日、15 人程度を想定) と、災害低減を目的とした、MPI 外部の関係者 (他省庁、大学関係者、NGO 等) も交えたセミナー (1 日、50 人程度を想定) を開催する。実施時期や参加者、次第等詳細は MPI と調整しつつ決定することとするが、技術移転を促進し防災への理解を深めるセミナーの実施方法についてプロポーザルにて提案すること。

(12) 機材調達

・ 案件実施に必要と判断される機材調達

現時点では、JICA の支援による機材調達は想定しておらず、原則モーリシャス側が調達することとしている。最低限案件実施に必要と判断される機材に関しては、プロポーザルに①機材名、②必要数、③仕様、④参考銘柄、⑤現地調達の可否、⑥見積価格、⑦必要と判断される理由、⑧用途等、⑨その他を記載し、別見積として提出すること。なお、日常業務に使用するパーソナルコンピュータ等については契約に含めることはできない。

案件実施中に機材調達の必要性が生じた場合は、仕様の特定等のモーリシャス/JICA の仕様書作成業務に対する支援を行うこと。

7. 成果品等

## (1) 報告書

本業務において各段階で作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本業務における成果品は、業務完了報告書及び(2)に示す案件成果品とする。

なお、各報告書のC/Pへの説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

成果品	提出時期	提出部数
業務計画書	契約締結後 10日以内	和文3部
ワークプラン (W/P)	2016年2月下旬	英文15部
プログレスレポート(1)	2016年3月下旬	和文3部
プログレスレポート(2) (各種ガイドライン及びマ ニュアルを添付のこと)	2017年3月下旬	英文15部
業務完了報告書	2018年1月上旬	和文3部、英文15部、 CD-R

業務完了報告書については、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、業務完了報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

- ① 案件の概要 (背景・経緯・目的)
  - ② 案件の実績 (成果、投入実績、業務フローチャート)
  - ③ 活動実績 (活動項目に沿って記述)
  - ④ 技術移転による成果
  - ⑤ 案件の全体総括 (プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務 実施方法、運営体制等))
  - ⑥ 今後の課題等
- 添付資料 (和文に添付する資料は英文でもかまわない。)
- イ) 技術協力成果品
  - ロ) セミナー等の会議の議事録
  - ハ) その他活動実績

## (2) 案件成果品

以下の①～⑥を案件成果品とし、それぞれ記載の時期を目途に先方に提出するとともに、最終成果品の一部として業務完了報告書提出時に JICA に提出すること。

これら案件成果品を先方に提出する際には、事前に JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICA の了解を得てから先方に提出すること。

- ① 6. (4)に記した「初期調査の技術ガイドライン及び実務手順書（地すべり対策マニュアル）の改定案」（2016年12月頃）
- ② 6. (5)に記した「初期調査の技術ガイドライン及び実務手順書（斜面崩壊対策マニュアル）（案）」（2016年12月頃）
- ③ 6. (6)に記した「初期調査の技術ガイドライン及び実務手順書（落石対策マニュアル）（案）」（2016年12月頃）
- ④ 6. (7)に記した「初期調査の技術ガイドライン及び実務手順書（土石流対策マニュアル）（案）」（2016年12月頃）
- ⑤ 6. (9)に記した「早期警報システム・避難手順更新（案）」及び「IEC教材更新（案）」（2016年12月頃）
- ⑥ 6. (10)に記した斜面災害防止区域の更新（案）（2016年12月頃）
- ⑦ 6. (11)に記した組織能力強化計画の更新（案）（2016年12月頃）

### (3) その他の提出物

#### ① 議事録等

セミナー等の会議及び JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。本業務は英語での提出も可とする。

#### ② C/P への提出文書

C/P に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

#### ③ 業務報告書

月例の業務全体の進捗状況を A4 版 1~3 枚程度に取りまとめ、翌月 10 日までに JICA に提出する。

#### ④ 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による情報収集資料リストを付した上で、JICA に提出する。

#### ⑤ その他

上記提出物のほか、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

本業務は2015年12月下旬に開始し、2018年1月上旬までの約26ヶ月後の終了を目途とする。

##### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度をまたがる契約(複数年度契約)を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

約23.30 M/M

##### (2) 要員構成

以下の3名を想定している。

- ・ 総括/斜面災害対策 (2号)
- ・ 設計施工維持管理 (3号)
- ・ 組織強化

また、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 参考資料

##### (1) 配布資料

本案件要請書 (英文)

既往プロジェクトで作成したガイドライン及びマニュアル (英文)

アフリカ気候変動適応策支援プログラム (AAP) にて作成したマップ (英文)

##### (2) 閲覧資料

以下の案件に係る報告書が JICA 図書館ウェブサイトにて閲覧可能。

- ① モーリシャス国 ポートルイス市地すべり対策計画調査最終報告書 要約 1990 年 11 月

<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/10895696.pdf>

モーリシャス国 地すべり対策プロジェクト / The project of landslide management in the Republic of Mauritius

② Final Report 2015年3月

<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231338.pdf>

[http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231346\\_01.pdf](http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231346_01.pdf)

[http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231346\\_02.pdf](http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231346_02.pdf)

[http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231346\\_03.pdf](http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231346_03.pdf)

③ 詳細計画策定調査報告書

[http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12079315\\_01.pdf](http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12079315_01.pdf)

[http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12079315\\_02.pdf](http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12079315_02.pdf)

④ ファイナル・レポート 2015年3月

<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231312.pdf>

[http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231320\\_01.pdf](http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231320_01.pdf)

[http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231320\\_02.pdf](http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231320_02.pdf)

[http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231320\\_03.pdf](http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12231320_03.pdf)

#### 4. 輸出管理

本業務において調達する供与機材及び携行機材について、受注者が輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、発注者に対して所定の様式により報告するものとする。また、本業務により調達した機材を含め、受注者が当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

#### 5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所、在マダガスカル日本国大使館(在モーリシャス日本国大使館兼轄)において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とする。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

#### 6. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上